

台風・風水害等非常の場合における措置

台風・風水害時の措置は次の通りとする。

伊丹市に次のいずれかの警報が発表中のとき、生徒は登校しない。ただし、**定期考査期間については対象市町が異なる。(定期考査期間の欄を参照)**

暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報

午前7時までには解除されているときは、予定通りの授業を行う。

『平常授業時』

- 1 午前7時の時点で伊丹市に警報が発表されている場合、自宅で待機する。
- 2 10時までには解除された場合は、第5校時より授業を行う。

SHR	13:00
第5限	13:15～14:05
第6限	14:15～15:05
第7限	15:15～16:05
- 3 警報が10時の時点で解除されていない場合、休業日とする。
- 4 伊丹市以外の生徒の居住地にのみ警報が発表された場合、その地域の生徒は自宅待機とする（公欠扱い）。ただし、警報が解除された時は、登校して授業を受けるものとする。
- 5 その他特別の場合は、校長の指示による。

『定期考査期間』

- 1 午前7時の時点で、伊丹市、川西市、宝塚市、尼崎市、西宮市のいずれかに警報が発表されている場合、臨時休校とし、当該日の考査を考査最終日の翌日に実施する。
なお、その日が休日の場合はさらにその翌日に実施する。
- 2 上記の**対象市町以外**の生徒の居住地にのみ警報が発表された場合、その地域の生徒は自宅待機とする（公欠扱い）。
- 3 その他特別の場合は、校長の指示による。

教室掲示